

新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録要綱

制 定 平成25年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、風水害、その他の災害等（以下「災害等」という。）の発生時に必要となる燃料を新潟市水道局（以下「局」という。）に供給することに関し協力することができる事業者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、新潟市水道局物品に関する一般競争入札実施要綱（平成17年4月1日施行）第3条第1号に規定する水道局の入札参加資格者名簿(物品)（以下「名簿」という。）に登載されているものをいう。

(台帳への登録)

第3条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、災害等発生時の燃料供給に関し局に協力することができる事業者を登録するため、新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録台帳（以下「台帳」という。）を作成するものとする。

2 燃料供給に協力することができる事業者は、新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録申出書（第1号様式）により、管理者に次に掲げる事項のうち、協力可能な事項を限定して申し出るものとする。

(1) 局本庁舎に対する運搬による燃料供給に関する事項

(2) 局各施設（本庁舎以外の庁舎、浄配水施設等）に対する運搬による燃料供給に関する事項

(3) 事業者の店頭における燃料供給に関する事項

(4) 新潟市以外の市町村の災害発生時における当該市町村に対する運搬による燃料供給に関する事項

(5) その他協力可能事項

3 管理者は、前項の規定による申出をした事業者について、その申出を受理することが適当であると認めるときは、台帳に登録するとともに、当該申出をした事業者にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定による登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録を受けた事項について変更が生じたときは、新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録変更申出書（第2号様式）により、遅滞なく管理者に申し出るものとする。

(登録期間)

第4条 登録事業者として登録する期間（以下「登録期間」という。）は、前条第3項に規定する登録の通知日から、当該通知日現在有効な名簿の有効期間の末日までとする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業者から登録の抹消の申出がなく、かつ、新しい名簿に当該登録事業者が登載された場合は、登録期間をさらに新しい名簿の有効期間の末日まで延長するものとし、以後においても同様とする。

(登録の抹消)

第5条 管理者は、登録事業者が新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録抹消申出書（第3号様式）により登録の抹消を申し出たとき又は本要綱による協力が困難であると認めるときは、その登録を抹消するものとする。

(協力の依頼)

第6条 管理者は、災害等において第3条第2項の規定に基づき申出をした事項について燃料供給が必要であると認めたときは、登録事業者に対し協力の要請をすることができる。

(協力の実施)

第7条 登録事業者は、前条の規定に基づく要請を受けたときは、第3条第2項の規定に基づき申出をした事項につき、自己の都合の範囲内で最大限の協力をするものとする。

(費用の負担)

第8条 前条の規定により登録事業者が行う協力活動（以下「協力活動」という。）に要する費用は、原則として局が負担するものとし、その額は局と登録事業者との協議により定めるものとする。

(労災補償)

第9条 協力活動に従事している従業員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、登録事業者の労災保険により補償するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

第1号様式（第3条第2項）

年 月 日

新潟市水道局 緊急時燃料供給協力事業者 登録申出書

（あて先）新潟市水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録要綱第3条第2項に基づき登録を申し出ます。

1 場所別・油種別協力項目（□は該当する部分に☑又は■を記入してください）

場所等	油 種
水道局本庁舎	☐ 軽油（納入方法 ☐ローリー ☐ミニローリー ☐ドラム ☐その他） ☐ 灯油（納入方法 ☐ローリー ☐ミニローリー ☐ドラム ☐その他）
水道局各施設	☐ A重油 ☐ 軽油 ☐ 灯油 油種別対応可能エリア 【A重油】 ☐北区 ☐東区 ☐中央区 ☐江南区 ☐秋葉区 ☐南区 ☐西区 ☐西蒲区 ☐弥彦村 （納入方法 ☐ローリー ☐ミニローリー ☐ドラム） 【軽油】 ☐北区 ☐東区 ☐中央区 ☐江南区 ☐秋葉区 ☐南区 ☐西区 ☐西蒲区 ☐弥彦村 （納入方法 ☐ローリー ☐ミニローリー ☐ドラム） 【灯油】 ☐北区 ☐東区 ☐中央区 ☐江南区 ☐秋葉区 ☐南区 ☐西区 ☐西蒲区 ☐弥彦村 （納入方法 ☐ローリー ☐ミニローリー ☐ドラム）
店頭給油	☐ ガソリン ☐ 軽油 ☐ 灯油
他都市応援	☐ A重油 ☐ 軽油 ☐ ガソリン ☐ 灯油
その他協力可能事項	（具体的に記入してください）

2 担当部署情報（□は該当する部分に☑又は■を記入してください）

担当部署名	
御担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
協力依頼時の連絡方法	☐ 担当者に電話 ☐ 担当者にFAX ☐ その他（ ）

3 登録事業者情報の水道局ホームページ等で公表について

（公表情報は事業者名のみです。□は該当する部分に☑又は■を記入してください）

☐ 公表を承諾します

☐ 公表を承諾しません

第2号様式（第3条第4項）

年 月 日

新潟市水道局 緊急時燃料供給協力事業者 登録変更申出書

（あて先）新潟市水道事業管理者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録要綱第3条第4項に基づき登録事項の変更を申し出ます。

1 場所別・油種別協力項目（□は該当する部分に☑又は■を記入してください）

場所等	油 種	
	変更前	変更後
水道局本庁舎	☐ 軽油 ☐ 灯油	☐ 軽油 ☐ 灯油
水道局各施設	☐ A重油 ☐ 軽油 ☐ 灯油 油種別対応可能エリア	☐ A重油 ☐ 軽油 ☐ 灯油
	☐ 【A重油】	☐ 【A重油】
	☐ 【軽油】	☐ 【軽油】
	☐ 【灯油】	☐ 【灯油】
店頭給油	☐ ガソリン ☐ 軽油 ☐ 灯油	☐ ガソリン ☐ 軽油 ☐ 灯油
他都市応援	☐ A重油 ☐ 軽油	☐ A重油 ☐ 軽油
	☐ ガソリン ☐ 灯油	☐ ガソリン ☐ 灯油
その他協力可能事項	（具体的に記入してください）	（具体的に記入してください）

2 担当部署情報（□は該当する部分に☑又は■を記入してください）

	変更前	変更後
御担当部署名		
御担当者氏名		
電話番号		
FAX番号		
協力依頼時の連絡方法	☐ 担当者に電話 ☐ 担当者にFAX ☐ その他 （ ）	☐ 担当者に電話 ☐ 担当者にFAX ☐ そ の 他 （ ）

3 登録事業者情報の水道局ホームページ等で公表について（該当する部分に

☒又は■を記入してください）

変更前	変更後
☐ 公表を承諾します ☐ 公表を承諾しません	☐ 公表を承諾します ☐ 公表を承諾しません

第3号様式（第5条）

年 月 日

新潟市水道局 緊急時燃料供給協力事業者 登録抹消申出書

（あて先）新潟市水道事業管理者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

新潟市水道局緊急時燃料供給協力事業者登録要綱第5条に基づき登録事項
の抹消を申し出ます